

令和5年(2023年)11月10日
障がい者施策推進専門分科会
児童部こども発達支援センター

こども発達支援センター内組織(地域支援センター、杉の子学園、わかたけ園)の見直しについて

1 理由

令和6年(2024年)4月の改正児童福祉法の施行に伴い、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障がい種別にかかわらず障がい児を支援できるよう児童発達支援の類型(福祉型、医療型)が一元化されることとなりました。

児童発達支援センターであるこども発達支援センターは下記のとおりセンター内の組織を見直し、障がい児とその家族を支援する施策をさらに推進するための体制の整備を図るものです。

2 組織改正の概要

組織としての地域支援センター、杉の子学園、わかたけ園を廃止(施設名称は残す)し、こども発達支援センターに統合する。

3 主な業務内容

- (1)児童発達支援(杉の子学園、わかたけ園)
- (2)療育を必要とする児童に対する訓練、指導及び治療
- (3)保育所等及び育成室における巡回相談
- (4)相談支援事業
- (5)保育所等訪問支援

※(6)障がい児通所支援事業所に対する相談、専門的な助言その他必要な援助

※(6)は法改正に伴い新たに追加する業務です。

4 効果等

こども発達支援センターとして一つの組織にすることで、杉の子学園(福祉型)・わかたけ園(医療型)の職員が、相互に支援できる体制となり、幅広い特性の児童のに対応できる体制を構築します。また、こども発達支援センター全体で障がい児通所支援事業所への訪問による助言を行い、地域療育の中核的役割を果たしていきます。

5 施行予定日

令和6年(2024年)4月1日